



令和 8 年度「ユニバーサル都市・福岡」普及・啓発業務委託 提案競技(プロポーザル)公募要項

1 契約件名

令和 8 年度「ユニバーサル都市・福岡」普及・啓発業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

3 委託料

上限額 6,344 千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

※上限を超える場合は、失格とします。

※契約額については、最優秀提案者の提案内容等を参考にし、改めて、見積もりを
徴したうえで決定するものとします。

4 概要

福岡市では、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」(※1)の実現をめざし、普及・啓発に取り組んでいます。

行政のみならず、市民や企業など、多様な主体が、「ユニバーサル都市・福岡」の考え方に共感し、自発的に行動できるよう、普及・啓発の取組みを行うにあたり、提案競技を実施するものです。

(※1)「ユニバーサル都市・福岡」について

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/ucf/index.html>



5 委託内容・提案内容

「ユニバーサル都市・福岡」に関する普及・啓発の企画・実施

この提案競技は、ユニバーサルデザイン(※2)に基づく取組みなどにより、「ユニバーサル都市・福岡」の認知度向上のみならず、市民・企業などの自発的な行動を促進するような企画・運営・実施を行う事業者を広く募集し、選定することで、「ユニバーサル都市・福岡」の輪を広げ、多様性を認め合う共生社会の実現に向けた取組みを進めるものです。

(※2) ユニバーサルデザインの理念

年齢や性別、国籍、障がいの有無などを問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていこうとする考え方。

福岡市では、「ユニバーサル都市・福岡」に関連する市政アンケート調査を実施しており、令和7年度の調査においては、資料1に示すとおり、40歳から59歳及び70歳以上の年代の認知度が低い傾向にあります。そのため、全世代を対象とした取組みに加え、特にこれらの年代に向けて、福岡市のユニバーサルデザインに基づく取組みの認知度向上に効果的な普及・啓発に取り組むこととします。

企画提案書には以下の項目について記載してください。なお、企画の実施にあたっては、「ユニバーサル都市・福岡」のロゴマークを必ず使用してください。

(1) 効果的な広報

① 広報物の作成【広報開始時期：10月～11月を想定】

・福岡市のユニバーサルデザインに基づく取組内容を紹介するリーフレットやパンフレットなどの広報物及びSNS用の広報素材について提案すること。

※広報物及び広報素材のコンセプト案を記載すること。

② 年代を意識した効果的な広報【広報開始時期：10月～11月を想定】

・上記①で作成した広報物や広報素材等を活用した、年代ごとの効果的な広報について提案すること。

※年代に応じた広報手法（広報媒体案を含む）を提案するとともに、当該手法を提案した理由を記載すること。特に認知度が低い年代に対しては、工夫した手法を取り入れること。

(2) イベント等による普及・啓発

① 企業向けのイベント、講習会、ワークショップ等の企画・運営

【実施時期：11月頃を想定】

・民間企業におけるユニバーサルデザインの理解促進及び取組みの推進を目的としたイベント、講習会、ワークショップ等について提案すること。

・参加者の普段の業務やサービスでの実践につながるような工夫を提案に含めること。

※エリアマネジメント団体（We Love 天神協議会及び博多まちづくり推進協議会）等への案内も予定しているため、当該団体の会員企業等が参加しやすく、実践につながりやすいような工夫を、可能な範囲で取り入れること。

② 市主催イベント等を活用した企画・運営

・70歳以上の年代への普及・啓発として、アラカンフェスタや福岡100FESなどの市主催イベント等を活用した企画を提案すること。

※アラカンフェスタについて提案する場合は、ステージイベント等の出演者案を記載すること。

※福岡100FESについて提案する場合は、ブース（3m×3m以内）の出展案を記載すること。

(広報物の情報保障)

広報物については拡大文字や音声形式を取り入れるなど、できる限り情報保障を充実させること。

・「外国語表記の手引き」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kokusai/shisei/002.html>



(特記事項)

市の情報発信ツールとしては、ユニバーサル都市・福岡のホームページ、Instagram、フェイスブックなどの利用が可能です。

※ロゴマークは下記URLや二次元コードからダウンロード可能

※公式 SNS を活用する場合、投稿は、市において実施予定

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/ucf/UD.html>



二次元コード



ロゴマーク

(参考:過去の受託者の取組み)

- 令和7年度(契約金額:6,108千円)
情報誌への特集記事の掲載、動画配信サービスにおける広告、ラジオ企画、市主催イベント(アラカンフェスタ)を活用したステージ企画、親子連れ対象イベント、街歩きイベント等
- 令和6年度(契約金額:4,180千円)
情報誌への特集記事の掲載、ラジオ企画、市主催イベント(アラカンフェスタ)を活用したステージ企画・スポーツ体験イベントの実施、パネル展示イベント、街歩きイベント等
- 令和5年度(契約金額:6,500千円)
公共交通機関へのポスター掲示、市主催イベント(アラカンフェスタ)を活用したステージ企画、リーフレットの作成、ラジオ企画、Instagramの運用・投稿企画等

6 スケジュール

項目	期限等
募集開始	令和8年6月26日(金)
質問締切	令和8年7月3日(金) 17時必着
質問回答	令和8年7月8日(水)【予定】
申込締切	令和8年7月13日(月) 17時必着
提案締切・辞退締切	令和8年7月21日(火) 17時必着
プレゼンテーション実施	令和8年7月29日(水)【予定】
最優秀提案者決定	令和8年8月上旬

7 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することはできません。また、複数の事業者が共同企業体(以下、「JV」という。)として参加する場合、構成員は他の提案の提案者及びJVの構成員になることはできません。なお、すべての構成員が参加資格を有する必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有していること。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>



- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税、消費税及び地方消費税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 営業に関し、法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有すること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

8 参加申込

本提案競技に参加する事業者は、参加資格を確認し、下記のとおり参加申込書を提出してください。

(1) 提出期限、提出方法

令和8年7月13日(月)17時までに、電子メール、郵送（必着）又は持参してください。持参される場合は10時から17時までにお越しください。ただし12時から13時は除きます。

(2) 提出書類（各1部）

下記①から⑩までの書類を提出してください。以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者にあつては、③～⑩の提出を免除します。

① 提案競技参加申込書（様式1-1）

② 会社概要説明書（事業概要がわかるパンフレットでも可）

③ 登記事項証明書(法人の場合)

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

・本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもあります。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものです。

・法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

・身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要です。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑦ 委任状(様式1-2)

この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式1-2号により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書(様式1-3)

様式1-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿(様式第1-4)

・様式1-4に、代表者及び役員(⑦の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

・この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することのみに使用します。

・役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事を言います。(監査役、監事、事務局長は含みません。)

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。個人の場合は、様式1-5をもとに作成のうえ提出すること。

※ 法人格の申請手続き中等の場合は、①、②、⑦、⑧及び⑨を提出すること。

(3) 留意事項

JVとして参加する場合は、代表事業者を決定し、協定書(様式2参照)を作成の上、その写しと、すべての構成員の提出書類をとりまとめて提出すること。

9 参加資格の確認

参加申込書が提出された後、参加資格の確認を行い、遅くとも令和8年7月17日(金)ま

で結果を文書で通知します(電子メール)。なお、電話等による結果の問い合わせにはお答えできません。参加資格がないとされた者は、令和8年8月上旬(詳細は審査結果を記載した文書により通知します)までに郵送(必着)または持参により、文書(書式自由)でその理由の説明を求めることができます。

10 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質問書(様式3)に記載の上、令和8年7月3日(金)17時までに電子メールにて提出してください。

質問に対する回答は、令和8年7月8日(水)頃までに、福岡市ホームページ上に掲示します。

11 企画提案書等の提出

本提案競技に参加する事業者は、下記のとおり企画提案書等を提出してください。企画提案書等は、本公募要項を十分踏まえて、作成してください。

(1) 提出期限、提出方法

令和8年7月21日(火)17時までに、郵送(必着)又は持参してください。持参される場合は10時から17時までにお越しください。ただし12時から13時は除きます。締切を過ぎた後の提案書の再提出や追加資料の提出は一切受け付けませんので、ご注意ください。

(2) 提出書類

書類は、下記①～②を一つにまとめて提出してください。

① 提案書

- ・書式は自由、A4サイズ(横)、20ページ以内(表紙を除く)とします。
- ・いずれの書類も提案者名(企業、団体名)がわからないように、すべてのページの右下に、参加資格確認結果とあわせて通知する各事業者の識別記号を16ポイント以上で記載してください。
- ・ページ番号を必ず記入してください。

② 見積書、見積内訳書(事業者名、押印なし)

(3) 提出部数

紙:8部、電子データ:1枚(CD-RもしくはDVD-RにPDF形式で格納)

(4) 提案書に記載すべき内容

① 業務実施体制

人員配置(協力者、協力事業者等を含む)、実施スケジュールなどについて記載してください。

② 提案内容

「ユニバーサル都市・福岡」の普及・啓発の全体的な考え方(コンセプト)と、本公募要項「5 委託内容・提案内容」に記載しているすべての提案内容について記載してください。記載にあたっては、資料2「評価表」を参照してください。なお、提案内容に記載されていない内容でも、本事業の目的に照らし、上限額の範囲内で実施できる独自の提案があれば記載してください。

(5) 留意事項

- ・1事業者(JV含む)1提案とし、複数の提案は認めません。1事業者で複数の提案を行った場合は、最初の提案以外は無効とします。
- ・提案内容は、契約締結後に、提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- ・提案書類は、ファイル等の表装はしないでください。

12 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届を提出してください。

(1) 提出期限、提出方法

令和8年7月21日(火) 17時までに、電子メール、郵送(必着)または持参してください。

(2) 提出書類

参加辞退届(様式4)

13 選考方法

提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施します。本提案競技に参加する事業者は、必ず出席してください。出席されない場合は、失格となります。

プレゼンテーションは提案が採用された場合に、当該事業を主に担当する方が行ってください。

(1) 実施日

令和8年7月29日(水)【予定】

※詳細日時は、別途事業者ごとに通知します。

(2) 場所

福岡市役所内会議室(福岡市中央区天神1丁目8-1)【予定】

※詳細場所は、別途事業者ごとに通知します。

(3) その他

- ・プレゼンテーション・ヒアリング時間は30分以内とします。
そのうち、プレゼンテーション時間は15分以内とします。
- ・出席者は、1事業者(JV含む)あたり3名以内とします。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに実施してください。
追加提案は認めません。
- ・プレゼンテーションにおいて、企画提案書等に記載された内容を説明するために、提案内容を超えない範囲で、別途パワーポイントやフリップ、模型等を使用することは可能です。
(ただし、それらの製作費用は事業者負担とします。)
- ・PCや接続に必要な機器等をご持参ください。プロジェクター・スクリーンは市で準備します。

14 審査 及び 最優秀提案者の決定

福岡市が設置する選定委員会が、企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、評価点が最も高かった提案者を最優秀提案者として決定します。ただし、最高得点者が複数の時

は、各委員が協議の上、決定します。なお、各委員の総合点の合計点が6割に達しないときは、最優秀提案者としません。評価基準は、資料2「評価表」を参照してください。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等は、一切返却しません。なお、提出された書類等は、契約に至った場合のみ活用し、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (2) 採用された提案は、福岡市との協議の上、内容の変更を求めることがあります。

16 失格要件

この要項の条件を満たさない提案を行った場合や、提出書類に虚偽の内容があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがあります。

17 契約

選定委員会における評価を踏まえ、福岡市は最も優秀と認められる者を最優秀提案者として決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。最優秀提案者と契約締結に至らない場合は、次点の者と同様の協議を行ったうえで、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約にあたって、選定事業者は、原則として、契約日までに契約保証金（契約金額の10%以上）を福岡市に納付していただく必要がありますが、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

18 成果物

本業務において納品する成果物については次のとおりとします。

- (1) 委託業務報告書：A4判・ファイル綴じ・2部

本委託で実施した業務内容を分かりやすく整理してとりまとめたもの。詳細については、別途監督員と協議するものとします。

- (2) 本委託業務で作成した広報物
- (3) 上記成果物の電子データ：CD-R 等・2部（業務報告書に綴じ込み）

データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとします。また、容易に編集可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint 等、広報物については Adobe Illustrator）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納入するものとします。データは整理して Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納するものとします。

- (4) その他仕様書等において別途指定するもの

19 著作権等について

- (1) 成果物の著作権その他関係法上の一切の権利は発注者に帰属するものとします。
- (2) 受注者は、成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとします。また、受注者は本委託における成果物の制作に関与した者について、著作権を主張させず、著作権者人格権につ

いても行使させないことを約するものとします。

- (3) 発注者は、成果物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受注者または受注者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとします。
- (4) 発注者は、成果物を他の広報物に使用できるものとします。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととします。
- (5) (4)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとします。
- (6) 受注者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受注者が負うものとします。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとします。

20 その他留意事項

- (1) 本提案競技にかかる一切の費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 企画提案書等の内容は、契約締結した後に提案者が責任を持って履行できる内容としてください。
- (3) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議の上、変更を加えることがあります。
- (4) 企画提案書等は、本提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、他の目的のために使用することを禁止します。
- (5) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (6) 委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。業務の一部を再委託する場合は発注者と事前に協議を行ってください。
- (7) 契約締結後、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けてください。
- (8) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、資料3「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守してください。

21 添付資料

資料1	「ユニバーサル都市・福岡」に関連する市政アンケート調査結果
資料2	評価表
資料3	個人情報・情報資産取扱特記事項
様式1-1	提案競技参加申込書
様式1-2	委任状
様式1-3	誓約書
様式1-4	役員名簿
様式1-5	個人用財務諸表
様式2	共同事業体協定書(例)

様式3 質問書

様式4 辞退届

22 問い合わせ、関係書類提出先

福岡市総務企画局企画調整部（「ユニバーサル都市・福岡」担当）

担当：出口、中溝

住 所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所8階

電 話 092-707-2093

電子メール ufc@city.fukuoka.lg.jp